

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介護保険最新情報

今回の内容

高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施
減算の取扱いに係るQ&Aの周知について
計3枚（本紙を除く）

Vol.1345

令和7年1月20日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3995)
FAX : 03-3595-3670

事務連絡
令和7年1月20日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る
Q&Aの周知について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定においては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点及び身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、適切な措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する「高齢者虐待防止措置未実施減算」の新設及び「身体拘束廃止未実施減算」の拡大を行ったところです。

令和7年4月より一部サービスにおいて身体拘束廃止未実施減算の経過措置期間が終了することを踏まえ、改めて当該減算の取扱いにつきましてQ&Aを作成いたしましたので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 身体拘束廃止未実施減算の適用について

問1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

なお、施設系サービス及び居住系サービスにおいても同様である。

問2 運営指導等で行政機関が把握した身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

問3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たすことの記録が確認できなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

また、三つの要件については、以下を参考にされたい。

「切迫性」とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

なお、訪問系サービス及び通所系サービス等について、減算の適用はないが、当該要件を満たした記録の確認ができない場合は、指導の対象になることに留意されたい。

【全サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く）】

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算の適用について

問1 高齢者虐待防止のための研修を年に何回以上行わなければ減算の対象となるか。

(答)

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」等、各サービスの指定基準の解釈通知にてお示ししている虐待の防止に係る事項の規定を参照されたい。

なお、研修の回数については、サービスによって回数が異なっており、以下の通り。

・年に2回以上

（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

・年に1回以上

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援

事務連絡
令和7年1月17日

関係団体 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護事業者のための業務継続計画（BCP）策定後の研修及び訓練に関する
オンデマンドセミナー（令和6年度厚生労働省委託事業 業務継続計画（BCP）策定等に係るニーズ調査及び当該調査を踏まえた研修業務一式）の開催に
ついて（周知依頼）

平素より介護保険行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和6年度委託事業として介護事業所が継続したサービス提供を行えるよう業務継続計画（BCP）の作成支援事業（実施主体：株式会社エーフォース）を実施しているところですが、今般、当該事業の一環として、別紙のとおり「介護事業者のための業務継続計画（BCP）策定後の研修及び訓練に関するオンデマンドセミナー」を開催することといたしました。

本セミナーでは、令和6年度より義務化となった業務継続計画（BCP）の策定等について、業務継続計画（BCP）策定後の研修、訓練及び見直しに関する解説を行う予定です。

つきましては、本セミナーの開催について、貴法人の関係者への周知にご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

（申し込み方法等の問い合わせについて）

BCP 策定後の研修及び訓練に関するセミナー事務局
株式会社エーフォース 清村（しむら）

TEL 0120-977-653

E-mail : bcp@aforce.jp

（事業内容の問い合わせについて）

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係
田中、星野：03-5253-1111（内）3927

介護事業者のための業務継続計画(BCP)策定後の研修及び訓練に関するオンデマンドセミナーのご案内

全ての介護サービス事業所において
BCPの策定、周知、研修、訓練及び見直しが義務化されました！

BCPを作成したもののこれで良いかわからない、BCP策定後の研修や訓練として何をすればよいのかわからないといった事業者を対象に、セミナーを開催します。BCP策定後において、誰もが直面する課題を中心に、サービス類型に応じた解説を行います。サービス種別に合わせてお申し込みください。

セミナー日程

1. セミナー実施期間: 2025年2月3日(月)～2025年2月21日(金)
2. 実施形式: YouTubeでの動画配信
3. 参加対象者: 介護保険サービス事業者もしくは関係者(法人本部及び支部の職員含む)、地方自治体の関係者
4. 参加費: 無料
5. 申込期間: 2025年1月17日(金)正午～セミナー視聴期間終了まで
裏面の注意事項をご一読いただき、
右のQRコードまたは
下記URLよりお申し込みくださいませ。

<https://form.run/@bcpseminnerR6>



セミナー概要

1. 募集区分: A:入所系、B:通所系、C:訪問系、D:居宅介護支援
2. プログラム(予定):

①	BCPに関する基礎知識
②	BCP策定後の研修について
③	BCP策定後の訓練について(机上・実地)
④	BCP策定後の計画の見直しについて
⑤	地域同士の連携の好事例紹介
⑥	まとめ



セミナー受講までの流れ

本チラシ表面に記載のQRコード、もしくはURLよりお申込みくださいませ。

セミナー視聴開始期間になりましたら、申込時に登録していただいたメールアドレス宛に、セミナー動画のURLをお送りいたします。

URLからアクセスしてセミナーを受講ください。

※アカウントの作成等は特に必要ございません。



申込

2025年2月3日(月)～2月21日(金)
セミナー視聴可能期間

本チラシ記載の
QRコードもしくは
URLよりお申込み



申込者のメールアドレス宛に、
閲覧期限付き動画URLを
お送りいたします。

セミナー視聴
可能期間終了

好きなタイミングで何度でも視聴可能ですが、期間が終了すると動画の視聴はできなくなりますのでご注意ください。

個人情報の取り扱い

- ご記入いただいた個人情報(氏名やメールアドレス等)は、当社の「個人情報保護方針」および「個人情報のお取り扱いについて」に従って適切に取り扱います。
- お預かりした個人情報は、当社において、本研修会の開催に限って利用し、厳重に管理し、本事業の委託元である厚生労働省には、受講者名簿として提供いたします。
なお、前記の場合および法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問合せにつきましては、表面【お問合せ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】(セミナー窓口)

BCP策定後の研修及び訓練に関するセミナー事務局

株式会社エーフォース 担当:清村(しむら)

TEL: 0120-977-653(直) E-mail:bcp@aforce.jp

令和6年度 厚生労働省委託事業

「業務継続計画(BCP)策定等に係るニーズ調査及び当該調査を踏まえた研修業務一式」

こ成母第36号
老高発0117第3号
老認発0117第1号
老老発0117第2号
令和7年1月17日

各関係団体の長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）の全部を改正し、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）が施行されました。

法の円滑な施行のため、貴団体におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴団体会員に周知していただきますよう、お願いいたします。

記

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

対象となる方に補償金等を支給します。

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことにつきまして、深刻にその責任を認め深く謝罪いたします。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきましても、深く謝罪いたします。

補償金の支給

対象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひまこ曾孫又はおいめい甥姪))

支給額:本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額:320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象:旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額:200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

【請求期限】令和12年1月16日

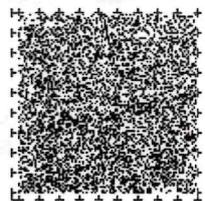
お問い合わせ先

具体的な補償金等の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。
ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。
各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。

こども家庭庁

手話字幕動画は裏面に記載した特設サイトからご覧になれます。

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



と どう よ じん
都道府県の窓

令和7年1月17日現在

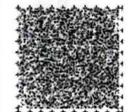
№	都道府県	窓口	電話番号	FAX	メールアドレス	
1	北海道	旧優生保護法に定める補償センター	0120-031-711	011-232-4240	hokkai.kodomo@pref.hokkaido.lg.jp	
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	017-734-9056(午前)	017-734-8091	kyuuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp	
3	岩手県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	019-624-6015(午前)	019-629-5464	AD0007@pref.iwate.lg.jp	
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	022-211-2332(午前)	022-211-2591	kosodate@pref.miyagi.lg.jp	
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	018-860-1431(午前)	018-860-3821	hoken@pref.akita.lg.jp	
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	023-630-2455(午前)	023-635-4294	yusete@pref.yamagata.lg.jp	
7	福島県	旧優生保護法に定める相談窓口	024-521-8294(午前)	024-521-7747	boshihoken@pref.fukushima.lg.jp	
8	茨城県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	099-301-3270(午前)	099-301-3264	shoutai@pref.ibaraki.lg.jp	
9	栃木県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	028-625-3064	028-623-3070	boshihoken@pref.tochigi.lg.jp	
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	027-226-2606	027-226-2100	jdouke@pref.gunma.lg.jp	
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	048-831-2777(午前)	048-830-4804	a3570-12@pref.saitama.lg.jp	
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	043-223-4501(午前)	043-224-4085	https://www.pref.chiba.lg.jp/ila/bozhi_yuseihogo/boiwase.html	
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	03-5320-4206(午前)	03-53388-1401	5114020@secton.metro.tokyo.jp	
14	神奈川県	旧優生保護法に定める相談窓口	045-603-1250(午前)	045-210-4737	045-210-8860	https://www.pref.kanagawa.jp/dcs/045-yusei-boiwase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	025-280-5933(午前)	025-280-5933	ngt04020@pref.niigata.lg.jp	
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	076-444-3525(午前)	076-444-3493	akodomokate@pref.toyama.lg.jp	
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	076-225-1495(午前)	076-225-1423	yuseihoken@pref.shikawa.lg.jp	
18	福井県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	0776-02088(午前)	0776-020640	0776-200640	kodomomi@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	055-223-1360(午前)	055-223-1475	kosodate@pref.yamanashi.lg.jp	
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	026-235-7143(午前)	026-235-7170	boshi-shitae@pref.nagano.lg.jp	
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	058-272-0877(午前)	058-278-3518	yusei-sodane@pref.gifu.lg.jp	
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	054-221-3157(午前)	054-221-3521	kokate@pref.shizuoka.lg.jp	
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	052-954-6009(午前)	052-954-7493	kokoro@pref.aichi.lg.jp	
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	059-224-2260(午前)	059-224-2270	sodaen@pref.mie.lg.jp	
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	077-528-3567	077-528-4868	boshihoken@pref.shiga.lg.jp	
26	京都府	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	075-451-7100(午前)	075-414-4792	kyuho-hoshoken@pref.kyoto.lg.jp	
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	06-6944-8196(午前)	06-6910-6610	ysodane@box.pref.osaka.lg.jp	
28	兵庫県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	078-362-3439(午前)	078-362-3913	kemkousouchiniae@pref.hyogo.lg.jp	
29	奈良県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	0742-27-8643(午前)	0742-27-8643	boshihoken@office.pref.nara.lg.jp	
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	073-441-2642	073-428-2325	a0412001@pref.wakayama.lg.jp	
31	鳥取県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	0857-267-145(午前)	0857-26-8116	yuseisodane@pref.tottori.lg.jp	
32	徳島県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	0120-012974(午前)	0852-22-6625(午前)	0852-22-6328	yuseisodane@pref.shimane.lg.jp
33	香川県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	086-226-7870(午前)	086-226-7283	yuseihogoe@pref.okayama.lg.jp	
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	082-227-1040(午前)	082-502-3674	tukodomoe@pref.hiroshima.lg.jp	
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	083-933-2946(午前)	083-933-2759	a133000@pref.yamaguchi.lg.jp	
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	088-621-2300(午前)	088-621-2843	kosodate@pref.tokushima.lg.jp	
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	087-4832-3900(午前)	087-406-0207	kodomokate@pref.kagawa.lg.jp	
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	089-912-2405(午前)	089-912-2399	health@pref.ehime.lg.jp	
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	088-823-9722(午前)	088-823-9658	yuseihogoe@ken.pref.kochi.lg.jp	
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	092-632-5175(午前)	092-643-3260	kyuusei@pref.fukuoka.lg.jp	
41	佐賀県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	0120-525-8556(午前)	0952-25-7300	kodomokaite@pref.saga.lg.jp	
42	長門県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	095-895-2446(午前)	095-825-4470	s04820@pref.nagasaki.lg.jp	
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	096-333-2352(午前)	096-383-1427	yusei@pref.kumamoto.lg.jp	
44	大分県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	097-506-2760(午前)	097-506-1735	sodan12210@pref.ouma.lg.jp	
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	0985-26-0210(午前)	0985-26-7336	kemkozochin@pref.miyazaki.lg.jp	
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	099-286-3374(午前)	099-286-5561	yuseihoken@pref.kagoshima.lg.jp	
47	沖縄県	旧優生保護法補償金等受付、相談窓口	098-866-2457	098-866-2433	a0331305@pref.okinawa.lg.jp	

くわしくは、こども家庭庁の特設サイトや各都道府県のホームページなどをみてください。

旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方にご家族へ
<https://www.cta.go.jp/kyuusei-hoshokin>

旧優生保護法
補償金等受付サイト

手話字幕機能もご覧いただけます。



きゆう ゆう せい ほ ごと ほうち
旧優生保護法による

こどもができなくなると
しゅじゅつ

手術などをうけた人や
ひと

おなかの中の赤ちゃんを
あか

うめなくされた人とご家族へ
ひと かぞく

かぬ
お金をうけとることができます。

ちゆう せいかい せい ほ ごと ほうち
旧優生保護法補償金等支給法について

令和6年10月に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律ができました。

この法律は本人の気持ちも聞かれることなく
 こどもができなくなる手術などをうけたりおなかの中の
 赤ちゃんをうめなくされただよ心に大きな苦しみや痛みを
 受けた方々に対してお金を払うことを定めています。
 被害をうけた方々に対して深くしゃさしいします。



このマークは、読者に触れない方が使えます。
 音声コード(Uh-Voiceコード)です。

こども家庭庁

(別記)

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 会長 殿
一般社団法人 全国介護付きホーム協会 会長 殿
一般社団法人 高齢者住宅協会 会長 殿
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会 会長 殿
一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会 会長 殿
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会 会長 殿
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長 殿
全国グループホーム団体連合会 会長 殿
公益社団法人 全国老人保健施設協会 会長 殿
一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長 殿
日本介護医療院協会 会長 殿
一般社団法人 シルバーサービス振興会 会長 殿
一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長 殿
公益社団法人 日本看護協会 会長 殿
公益財団法人 日本訪問看護財団 会長 殿
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 殿
一般社団法人 全国デイ・ケア協会 会長 殿
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会 会長 殿
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会 会長 殿
一般社団法人 日本言語聴覚士協会 会長 殿
一般社団法人 日本作業療法士協会 会長 殿
公益社団法人 日本理学療法士協会 会長 殿
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長 殿
公益財団法人 全国老人クラブ連合会 会長 殿
日本在宅介護協会 会長 殿
一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 理事長 殿
一般社団法人 全国介護事業者連盟 理事長 殿
特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 会長 殿
一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国社会福祉協議会地域福祉委員会 委員長 殿
一般財団法人 長寿社会開発センター 会長 殿
公益社団法人 日本介護福祉士会 会長 殿
日本介護クラフトユニオン (NCCU) 会長 殿